

新	旧
<p>なければならない。</p> <p>(2)事業を中止し、または廃止(一部の中止または廃止を含む。)する場合には、知事に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(3)事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日(事業の中止または廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(4)事業を行う者が(1)から(4)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。</p> <p>(5)消費税法第5条に規定する消費税を納める義務がある者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書を交付決定の翌年度8月末までに知事に提出しなければならない。 なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(または一支社、一支所等)であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 また、報告があった当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。</p> <p>(6)事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>(2)事業を中止し、または廃止(一部の中止または廃止を含む。)する場合には、知事に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(3)事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日(事業の中止または廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(4)事業を行う者が(1)から(3)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。</p> <p>(5)補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書を交付決定の翌年度8月末までに知事に提出しなければならない。 なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(または一支社、一支所等)であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 また、報告があった当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。</p> <p>(6)事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。</p>
<p>第7～9条 (略)</p> <p>(その他) 第10条 <u>この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。</u></p>	<p>第7～9条 (略)</p> <p>(その他) 第10条 <u>特別の事情により、第5条、第7条、第9条に定める算出方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ福井県知事の承認を受けて</u></p>

新	旧												
<p>附則 この要領は、令和6年3月28日から施行し、令和6年4月1日以降に実施される認定試験の受験または受験資格認定研修の受講から適用する。</p> <p>附則 この要領は、令和8年3月27日から施行し、令和8年4月1日以降に実施される認定試験の受験または受験資格認定研修の受講から適用する。</p>	<p><u>その定めるところによるものとする。</u></p> <p>附則 この要綱は、令和6年3月28日から施行し、令和6年4月1日以降に実施される認定試験の受験または受験資格認定研修の受講から適用する。</p>												
<p>別表</p> <p>福井県循環器病リハビリテーション人材資格取得支援事業 (心臓リハビリテーション指導士)</p> <table border="1" data-bbox="165 671 1064 922"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>基準額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関等が負担する受験または受験資格認定研修受講に係る経費</td> <td>受講者1名につき100,000円</td> <td>1/2以内</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費	基準額	補助率	医療機関等が負担する受験または受験資格認定研修受講に係る経費	受講者1名につき100,000円	1/2以内	<p>別表</p> <p>福井県循環器病リハビリテーション人材資格取得支援事業 【心臓リハビリテーション指導士】</p> <table border="1" data-bbox="1131 671 2029 922"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>基準額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関等が負担する受験または受験資格認定研修受講に係る経費</td> <td>受講者1名につき100,000円</td> <td>1/2以内</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費	基準額	補助率	医療機関等が負担する受験または受験資格認定研修受講に係る経費	受講者1名につき100,000円	1/2以内
対象経費	基準額	補助率											
医療機関等が負担する受験または受験資格認定研修受講に係る経費	受講者1名につき100,000円	1/2以内											
対象経費	基準額	補助率											
医療機関等が負担する受験または受験資格認定研修受講に係る経費	受講者1名につき100,000円	1/2以内											